

八王子市特別支援学級通学費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の特別支援学級への就学の特殊事情にかんがみ、小学校又は中学校へ交通機関等を利用して通学している児童・生徒（以下「児童・生徒」という。）の保護者及びその付添人の経済的負担を軽減することによって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とし、その通学に要する経費の全部又は一部を補助するものとする。その交付については、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 要保護者 教育長が定める就学援助認定基準により要保護に認定された児童又は生徒をいう。
- (2) 在住者 八王子市に住所を有する者をいう。
- (3) 固定学級 学校教育法第81条の規定による特別支援学級をいう。
- (4) 通級指導学級 学校教育法施行規則第140条の規定による通級指導を行う学級をいう。
- (5) 特別支援教室 東京都教育委員会の公立小学校及び中学校通級指導等設置要綱の規定による指導を行う教室をいう。

(補助対象者及び交付対象者)

第3条 補助対象者は、在住者のうち通学距離が概ね1キロメートル以上で、次の各号に掲げる児童・生徒及びその付添人とし、補助金の交付対象者は第5条に掲げる交付申請を行った保護者とする。ただし、教育扶助若しくは就学援助から同等の支給を受けられる者、および児童養護施設入所者等で他の制度から通学費と同等の支給を受けられる者を除く。

- (1) 八王子市立の小学校若しくは中学校（以下「市立学校」という。）又は区域外就学の承諾に基づいて他区市町村の小学校若しくは中学校の固定学級に就学している児童・生徒及びその付添人
- (2) 市立学校又は区域外就学の承諾に基づいて他区市町村の小学校若しくは中学校の通級指導学級または特別支援教室で指導を受けている児童・生徒及びその付添人。ただし、市立学校の難聴・言語障害通級指導学級においては、定期指導を受けている者を含む。
- (3) 市立学校に在籍し、都立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）への通級による指導を受けている児童・生徒及びその付添人
- (4) 常時、市立学校の通級指導学級または特別支援教室で指導を受けるために、八王子市立学校の指定に関する規則に従い、その通級指導校に就学している児童・生徒及びその付添人
- (5) その他市長が適当と認めた者

(補助金の額及びその算出の基礎)

第4条 補助金の額は、市の予算の範囲内で次の各号に定めるところによる。

- (1) 対象となる経費は、児童・生徒が、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の本人及びその付添人の交通費の額とし、その算定に当たっては、通学の経路・方法等について、児童・生徒の心身の発達段階、障害の程度、通学の安全性等の実情を考慮して行うものとする。
- (2) 前条第2号及び第3号の規定による者については、その通学に係る特別に要する交通費のみを補助の対象とする。
- (3) 経費の算定に当たっては、固定学級においては1日当たりの自宅から学校までの、通級指導学級においては授業1回当たりの自宅又は在籍校から通級指導校までの、それぞれ1往復に要する経費とする。
- (4) 公共交通機関を利用する場合は、別記1により算出するものとする。
- (5) 自家用車を利用する場合は、固定学級においては自宅から学校又は最寄りの駅若しくはバス停留所までの、通級指導学級においては自宅又は在籍校から通級指導校まで(難聴・言語障害学級の場合は、在籍校から通級指導校までとする。)の運行に要するガソリン代に相当する額とし、別記2により算出するものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、申請書に必要な書類を添えて、前期分(当該年度が始まる年の4月から同年9月までの分)にあつては同年10月までに、後期分(同年10月から翌年3月までの分)にあつては翌年2月までに、及び年度途中転居等の事由により10月までに申請のなかった前期分の補助金にあつては翌年3月までに市長に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

2 前項の規定による審査等の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をし、申請者にその旨を通知するものとする。

(交付時期)

第7条 補助金の交付時期は、前期分の補助金にあつては当該年度が始まる年の11月に、後期分の補助金にあつては固定学級については翌年3月、通級指導学級については翌年4月に支給する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(手続の省略)

第10条 補助金の交付については、規則第12条及び第13条の規定による手続を省略する。

(事務の委任)

第 11 条 第 5 条から第 9 条における補助金の交付において、交付申請の総括及び交付決定の通知については、当該学校長に委任できるものとする。

(補助事業の見直し)

第 12 条 当該補助事業については、補助目的の達成度等の観点から定期的に評価及び見直しを行うものとする。

附則

この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別記 1

公共交通機関を利用する場合の交通費の額

1 固定学級

(1) 定期乗車券を購入し乗車している場合

第4条第3号に記載された一日あたりの1往復に要する経費の算出にあたっては、同条第1項の規定に従い、以下に掲げた一定の利用期間を単位とする。

利用交通機関	利用期間	支給額
バス(発行可能な定期券の最長期間が3か月となる場合)	前期分又は後期分を区切りとして継続して6か月利用する場合	当該利用区間の3か月通学定期乗車券(付添人の場合は通勤定期乗車券)の購入額の2倍
	年度途中における転入、転出及びその他の理由で、前期分又は後期分を区切りとして利用期間が継続して6か月に満たない場合	当該利用区間の3か月通学定期乗車券(付添人の場合は通勤定期乗車券)の購入額を2倍し、利用月数により按分した額(10円未満切捨て)
電車 モノレール バス(発行可能な定期券の最長期間が6か月となる場合)	前期分又は後期分を区切りとして継続して6か月利用する場合	当該利用区間の6か月通学定期乗車券(付添人の場合は通勤定期乗車券)の購入額
	年度途中における転入、転出及びその他の理由で、前期分又は後期分を区切りとして利用期間が継続して6か月に満たない場合	当該利用区間の6か月通学定期乗車券(付添人の場合は通勤定期乗車券)の購入額を利用月数により按分した額(10円未満切捨て)

※ 注1 手帳(身体障害者手帳・療育手帳)を所持し、その割引制度を利用して定期券を購入している者については、その割引購入額とする。

※ 注2 前期又は後期の途中から利用開始した場合の利用月数とは、原則として30日で1か月とし、通学定期有効期間の開始日から算出する。ただし、前記算出方法により余剰となる利用日数が15日以上となる場合の利用期間については、1か月に切り上げるものとする。

(2) 普通乗車券等を購入し乗車している場合

経費の算定は、1往復に要する普通乗車券の購入額又は乗車運賃(以下、乗車運賃等)に利用期間中における授業日数(欠席の多い児童・生徒については、通学の頻度を考慮し、申請時期までにおける出席日の割合に応じ按分した日数)を乗じて算出する額とする。ただし、上記(1)と同じ算出方法によって得た額を上限とし、かつ各種割引制度を利用している者についてはその割引額とする。

2 通級指導学級

経費の算定は、1往復に要する乗車運賃等に出席回数を乗じて算出する額とする。また、要綱第3条第4号の規定による者については、上表の額の3分の2(10円未満切捨て)とする。

別記 2

自家用車を利用する場合のガソリン代に相当する額

1 固定学級

平均片道の使用距離		日額	1か月分の支給額
1キロメートル以上	3キロメートル未満	90円	2,000円
3キロメートル以上	6キロメートル未満	140円	3,000円
6キロメートル以上	9キロメートル未満	210円	4,500円
9キロメートル以上	12キロメートル未満	280円	6,000円
12キロメートル以上	15キロメートル未満	350円	7,500円
15キロメートル以上	18キロメートル未満	420円	8,900円
18キロメートル以上	21キロメートル未満	490円	10,400円
21キロメートル以上	24キロメートル未満	560円	11,900円
24キロメートル以上	27キロメートル未満	630円	13,400円
27キロメートル以上	30キロメートル未満	700円	14,900円
30キロメートル以上	33キロメートル未満	780円	16,400円
33キロメートル以上	36キロメートル未満	840円	17,800円
36キロメートル以上	39キロメートル未満	910円	19,300円
39キロメートル以上	42キロメートル未満	990円	20,800円
42キロメートル以上		1,060円	22,300円

第4条第3号に記載された一日あたりの1往復に要する経費については、1か月以上利用している場合、1か月分の支給額に利用月数を乗じて算出する額とする。ただし、前期分は5か月（夏季休業期間は1か月とみなして支給対象期間から除く。）、後期分は6か月を限度とする。

※ 注 前期又は後期の途中から利用開始した場合の利用月数とは、原則として30日で1か月とし、自家用車利用による通学を開始した日から算出する。ただし、前記算出方法により余剰となる利用日数が15日以上となる場合の利用期間については、1か月に切り上げるものとする。

2 通級指導学級

経費の算定は、日額に出席回数に乗じて算出する額とする。また、要綱第3条第4号の規定による者については、上表の額の3分の2の額（10円未満切捨て）とする。